

会員規約

下記内容を十分にお読み下さい

1. 指導の目的

本契約は、会員へのダンスの指導及びそれに付随するサービスの提供を目的とします。
会員への役務は、ダンスの指導及びそれに付随するサービスに限りますJDACは、会員のダンス技術向上のため努力しますが、直ちにダンス技術の向上等をお約束するものではありません。

2. 入会金

入会金は、別紙記載の通りとします。入会金は今後レッスンをを行う上で必要な会員のデータ作成のための費用です。
指定していただいたクレジットカードから引落、または銀行振込にてお支払いいただく場合もございます。

3. レッスン料

レッスン料は、別紙記載の通りとします。

レッスン料などのお支払方法は、月謝制(月極契約)、前納制(前払い取引)とさせていただきます。
クレジットカード決済の場合は原則毎月20日決済にて、翌月分をお支払いいただきます。
銀行口座決済の場合は原則毎月27日決済にて、翌月分をお支払いいただきます。
年1回、管理システム使用料、保険料、管理費等をお支払いいただきます。
定期的に発表会などのイベントを実施しています。イベントにかかる費用は、別途お支払いいただきます。
なお、当該前払い取引に係る前受金の保全措置は特に講じておりません。また、受講生及び保護者の皆様が不利益となるような特別な請求は行っておりません。

4. レッスンのキャンセルと振替

レッスンのキャンセルや振替を希望する場合は、レッスン開始前までに会員専用サイト内にて欠席・振替操作をしてください。
無断でのキャンセルはお避けください。
振替レッスンは契約期間内においてチケット付与日から最々々月(スクールによって異なります)先まで繰り越して、それ以降の振替はできません。
尚、クラスの空き状況や講師のスケジュールによって振替希望が充たされない場合があります。

5. 契約期間

会員の契約期間は、契約締結日から1年経過後までとします。尚、会員から契約終了の意思がない場合は、当該契約期間満了の翌日より起算して更に1年間契約は継続されるものとし、以後も同様とします。

6. 休会、退会

休・退会を希望される場合には、会員専用サイト内にて、本部宛てにご連絡ください。休・退会手続きをご案内いたします。
月極契約のため原則末日をもって休・退会扱いとなります。事務手続きの都合上、前々月末日(教室の定めた設定日。休校日の場合は前開校日)までにお申し出くださいますようお願いいたします。
なお、退会後や休会期間中はレッスンへの参加不可となり、振替が余っていた場合でも休眠措置はありません。レッスンチケットを使用したい場合は、退会、休会前までに消化するようにしてください。

7. クラス変更・一部契約変更

会員が本契約の内容を一部変更する場合は、前々月末日までに会員専用サイト内にて、本部宛てにご連絡をいただき、所定の手続きを行うものとします。

8. レッスン料未納に対する措置

月謝などを指定日までにお支払いいただけない場合には、退会となる場合がございます。
但し、1ヶ月以内に前納分の月謝及び未納分をお支払いいただき、本部にて認められた場合は、復会をお受けいたします。

9. JDACへの通知

会員は、講師の勤務態度及び指導内容に疑義があるときは直ちにJDACへ通知するものとします。
会員が住所または電話番号などの登録情報に変更が生じたときは直ちにJDACへ通知するものとします。
【JDACからの交代依頼】講師の事情でやむを得ない場合JDACは会員に対して講師の交代や別講師による授業をすることがあります。

10. 免責事項

ダンス指導以外の事項、授業を受ける教室までの行き来に起きた事故に関しては一切の責任を負いかねます。
ただし、JDACが提案する必須保険に加入している会員についてはその限りではありませんので、ご安心ください。
さらに充実した補償内容の任意保険もご用意しております。

11. 退会勧告および除名

会員(保護者、関係者を含む)が次に該当する行為があった場合、当該会員資格を喪失させることができるものとします。
1. JDAC、講師、他の会員及び関係者に対して迷惑となる行為があった場合、その他不適切であるJDACが判断した場合。
2. 故意に使用施設、設備を破損したとき、またはその行為を続けることで、施設や設備が破損する可能性があると考えられる場合。
3. JDAC、講師、他の会員及び関係者の名誉毀損となる行為、誹謗中傷、暴力、脅迫、嫌がらせを行った場合。
4. その他、著しく会員として相応しくない行為があった場合。
5. JDACが関係する全ての場所での商行為、営業活動、布教活動、政治活動を行った場合。
6. その他本規約、規則に違反した場合。

12. 補足

前受金については保全措置を行っておりません。

13. 掲載、撮影許可

レッスンやイベントの写真・動画をSNSやHPIに掲載する可能性がありますのであらかじめご了承ください。
原則として、顔と名前が一致する形では掲載いたしません。掲載不可の場合は事前にご相談ください。

14. その他

本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【個人情報保護の取り組みについて】

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理についても適切な措置を講じてまいります。当社は、業務上必要な範囲内、かつ適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得し、下記業務並びに利用目的達成に必要な範囲で利用いたします。

<業務内容>

1. ダンスの授業提供事業
2. JDACが運営する指導員資格の授業提供事業

<利用目的>

1. 各種商品及びサービスの申込受付のため
2. お客様の確認及び商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
3. 授業スケジュール管理等、継続的な役割における管理のため
4. 授業のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
5. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
6. 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため
7. ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提供のため
8. JDACの商品やサービス各種ご提案のため
9. 各種ご契約の解約やお取引解約後の事後管理のため

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく個人データを第三者に提供いたしません。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
5. 当社の利用目的達成に必要な範囲で業務委託先に提供する場合
6. 個人情報保護第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って、第三者に提供する場合
7. JDACとの間で利用目的の範囲内で共同利用をする場合

<共同して利用するデータ項目>

氏名、学校名、学年、勤務先、住所、電話番号、メールアドレス、口座番号、その他入会申込書等において当社に提供いただいた情報

【反社会的勢力の排除について】

JDACの各種会員サービスをご利用いただくにあたり、ご契約者の皆様には、下記の事項について表明、保証し、確約していただいております。尚、本書にて表明・保証し、確約していただいた事項については、本書提出以前に当社との間で締結した一切の契約及び本書提出以降に当社との間で締結する一切の契約について適用されるものとします。

1. ご契約者を含む会員が、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表記し、保証します。
 - (1) 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊能力暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「反社会的勢力」という)
 - (2) 自身もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係にある者
 - (3) 反社会的勢力の資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. ご契約者を含む会員が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的または法的責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (3) その他全各号に準ずる行為
3. ご契約者を含む会員が前2項に違反したときはJDACの各種会員サービスから退会し、サービスの利用停止、各種契約の全部または一部が解除されること(あわせて、以下「解除等」といいます)を了承するとともに一切異議を申し立てません。また解除等により損害が生じたとしても、貴社に対して一切損害賠償その他いかなる請求もせず、貴社に生じた損害を賠償いたします。

【特定商取引に関する法律に基づく表記】

- サービス提供事業者: 一般社団法人ダンス教育振興連盟DAC
- 運営責任者: 代表理事 久岡和也
- 本部所在地: 〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育2-11-21
- 電話番号: 050-5527-6653
- メールアドレス: info@jdac-dance-school.jp
または以下フォームよりお問い合わせください。
<https://jdac-dance-school.jp/contact/>
- URL: <https://jdac-dance-school.jp/>
- 支払方法: 【クレジットカード決済・銀行口座決済】会員専用サイトにてご請求させていただき、自動引き落としにてお支払いいただけます。
- 支払期限: 毎月下旬ごろに、自動引き落としにてお支払いいただけます。(引き落とし日はお支払い方法により異なります。)
- サービス提供開始時期: ご入会日より開始いたします。
- 退会・返金・レッスン予約のキャンセル:
退会に関しましては、所定の期日までにご連絡いただいた上で、お手続きを進めさせていただきます。
決済後は、原則、ご返金致しませんのでご了承ください。
レッスン予約のキャンセルについては、会員専用サイトにてご自身で操作を行なっていただけます。

【プライバシーポリシー】

以下に掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://jdac-dance-school.jp/privacypolicy/>

付則

1. 本規約は2022年5月26日より実施する。
2. この規約の一部を改訂し、2022年8月19日から実施する。
3. この規約の一部を改訂し、2022年11月10日から実施する。
4. この規約の一部を改訂し、2022年12月23日から実施する。
5. この規約の一部を改訂し、2023年1月10日から実施する。
6. この規約の一部を改訂し、2023年3月28日から実施する。
7. この規約の一部を改訂し、2023年8月29日から実施する。
8. この規約の一部を改訂し、2024年6月1日から実施する。
9. この規約の一部を改訂し、2024年7月1日から実施する。
10. この規約の一部を改訂し、2024年8月1日から実施する。